



2024年10月31日

各 位

会社名 新光商事株式会社  
代表者 代表取締役社長 小川 達哉  
(コード番号 8141 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 一色 修志  
電話番号 03 - 6361 - 8111

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2024年10月31日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款第7条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は株主の皆様への安定した継続的な配当と成長戦略への投資とのバランスを考慮し、連結配当性向50%を目途として実施していくことを基本方針としています。第71期（2024年3月期）の配当金につきましては、中間配当金は1株当たり26.5円とし、期末配当金は1株当たり22.0円といたしました。この結果、2024年3月期連結会計年度の連結配当性向は50.2%となりました。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、当社定款第7条において、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

当社は、2006年6月23日開催の第53期定時株主総会の決議をもって、会社法の施行に伴う定款の変更が承認されて以降、資本効率の向上を図るとともに株主還元を実施することを目的として、2011年11月14日開催の取締役会決議に基づき、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の終値取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により、同月15日付で、240,800株を取得（2011年9月30日時点の所有割合（注1）：0.97%、累計買付総額：145,924,800円）し、2013年3月12日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の終値取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により、同月13日付で、791,300株を取得（2012年12月31日時点の所有割合（注2）：3.23%、累計買付総額：734,326,400円）し、2015年10月30日開催の取締役会決議に基づき、（ ）東京証券取引所の終値取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により、同年11月30日付で、600,000株を取得（2015年9月30日時点の所有割合（注3）：2.53%、累計買付総額：772,200,000円）し、（ ）東京証券取引所における市場買付けの方法により、同年12月1日から2016年1月29日まで、273,500株を取得（2015年9月30日時点の所有割合：1.15%、累計買付総額：342,205,500円）し、2017年1月31日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により、同年2月1日から3月1日まで、500,000株を取得（2016年12月31日時点の所有割合（注

4): 2.19%、累計買付総額: 656,598,400 円) し、2017 年 7 月 31 日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により、同年 8 月 1 日から 2018 年 4 月 17 日までに、1,841,400 株を取得(2017 年 6 月 30 日時点の所有割合(注 5): 8.24%、累計買付総額: 3,599,939,800 円) し、2018 年 10 月 31 日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により、同年 11 月 1 日から 2019 年 10 月 24 日までに、4,000,000 株を取得(2018 年 9 月 30 日時点の所有割合(注 6): 9.75%、累計買付総額: 3,613,080,800 円) し、2022 年 2 月 14 日開催の取締役会の決議に基づき、東京証券取引所における市場買付けの方法により、同月 15 日から同年 5 月 17 日までに、1,070,100 株を取得(2021 年 12 月 31 日時点の所有割合(注 7): 2.88%、累計買付総額: 999,983,600 円) し、2022 年 6 月 17 日開催の取締役会決議に基づき、( )東京証券取引所の終値取引(ToSTNeT-3)による買付けの方法により、同月 22 日付で、2,029,900 株を取得(2022 年 5 月 31 日時点の所有割合(注 8): 5.63%、累計買付総額: 1,904,046,200 円) し、( )東京証券取引所における市場買付けの方法により、同月 20 日から 2023 年 2 月 8 日までに、1,016,100 株を取得(2022 年 5 月 31 日時点の所有割合: 2.82%、累計買付総額: 1,095,862,200 円) しております。

(注 1) 「2011年 9 月 30 日時点の所有割合」とは、当社が 2011 年 11 月 14 日付で提出した第 59 期第 2 四半期報告書に記載された 2011 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数(24,855,283 株) から同日現在の当社が所有する自己株式数(101,687 株) を控除した株式数(24,753,596 株) に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

(注 2) 「2012年 12 月 31 日時点の所有割合」とは、当社が 2013 年 2 月 14 日付で提出した第 60 期第 3 四半期報告書に記載された 2012 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(24,855,283 株) から同日現在の当社が所有する自己株式数(342,727 株) を控除した株式数(24,512,556 株) に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

(注 3) 「2015年 9 月 30 日時点の所有割合」とは、当社が 2015 年 11 月 13 日付で提出した第 63 期第 2 四半期報告書に記載された 2015 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数(24,855,283 株) から同日現在の当社が所有する自己株式数(1,135,576 株) を控除した株式数(23,719,707 株) に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、株式給付信託が所有する当社株式が 300,000 株含まれております。

(注 4) 「2016年 12 月 31 日時点の所有割合」とは、当社が 2017 年 2 月 10 日付で提出した第 64 期第 3 四半期報告書に記載された 2016 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(24,855,283 株) から同日現在の当社が所有する自己株式数(2,007,733 株) を控除した株式数(22,847,550 株) に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、株式給付信託が所有する当社株式が 298,200 株含まれております。

(注 5) 「2017年 6 月 30 日時点の所有割合」とは、当社が 2017 年 8 月 10 日付で提出した第 65 期第 1 四半期報告書に記載された 2017 年 6 月 30 日現在の当社の発行済株式総数(24,855,283 株) から同日現在の当社が所有する自己株式数(2,507,936 株) を控除した株式数(22,347,347 株) に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、株式給付信託が所有する当社株式が 298,200 株含まれております。

(注 6) 「2018年 9 月 30 日時点の所有割合」とは、当社が 2018 年 11 月 14 日付で提出した第 66 期第 2 四半期報告書に記載された 2018 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数(24,855,283 株) から同日現在の当社が所有する自己株式数(4,350,033 株) を控除した株式数(20,505,250 株) に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式が 298,200 株、従業員向け株式給付信託が所有する当社株式が 200,000 株含まれております。また、当社は 2019 年 10 月 1 日を効力発生日として当社普通株式を 1 株につき 2 株の割合をもって分

割いたしました。2018年9月30日時点の所有割合は、当該株式分割を考慮し算出しております。当該株式分割を考慮しない場合、2018年9月30日時点の所有割合は、19.51%となります。

(注7)「2021年12月31日時点の所有割合」とは、当社が2022年2月14日付で提出した第69期第3四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数(38,010,566株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(866,072株)を控除した株式数(37,144,494株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式が510,300株、従業員向け株式給付信託が所有する当社株式が351,500株含まれております。

(注8)「2022年5月31日時点の所有割合」とは、当社が2022年6月15日付で提出した自己株券買付状況報告書に記載された2022年5月31日現在の当社の発行済株式総数(38,010,566株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(1,932,410株)を控除した株式数(36,078,156株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、役員向け株式給付信託及び従業員向け株式給付信託が所有する当社株式が857,900株含まれております。

上記のとおり、当社は、機動的な資本政策を遂行するための自己株式の取得を、株価動向や財務状況などを考慮しながら必要に応じて検討してまいりました。このような状況の下、2023年12月14日に、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主の有限会社キタイアンドカンパニー(2023年9月30日時点の所有株式数は4,900,000株(2023年9月30日時点の所有割合(注9):14.80%、2023年9月30日時点の株主順位:第1位))(以下、「キタイアンドカンパニー」といいます。)より、その所有する当社普通株式の現金化を目的として、その一部を売却する意向がある旨の連絡を受け、2023年12月20日に、当社の財務状況等を考慮しながら継続的に検討する旨の回答をいたしました。

(注9)「2023年9月30日時点の所有割合」とは、当社が2023年11月14日付で提出した第71期第2四半期報告書に記載された2023年9月30日現在の当社の発行済株式総数(38,010,566株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(4,909,105株)を控除した株式数(33,101,461株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式が477,386株、従業員向け株式給付信託が所有する当社株式が320,929株含まれております。

一方で、当社は、2024年4月11日付の「主要取引先との特約店契約終了に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社の主要仕入先である、ルネサスエレクトロニクス株式会社(以下、「ルネサス社」といいます。)との特約店契約を2024年9月30日付で終了することとなりました。このため、当社が所有するルネサス社の製品在庫について、2024年9月30日までに当社顧客への販売又は後任特約店への在庫の移管を実施することとなりました。当社は、ルネサス社の製品在庫の販売及び後任特約店への在庫の移管に伴う売上により、手元資金の増加が想定されることから、当該資金を当社の成長戦略及び資本戦略に有効活用する方針といたしました。このうち資本戦略において、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、2024年9月上旬より、自己株式の取得について初期的な検討を開始いたしました。

かかる状況を背景に、2024年9月20日に、以前より売却意向の連絡を受けていたキタイアンドカンパニー(2024年6月30日時点の所有株式数は4,900,000株(2024年6月30日時点の所有割合(注10):14.80%、2024年6月30日時点の株主順位:第1位))に対し改めて意向を確認したところ、同日、所有株式の一部である3,430,000株(2024年6月30日時点の所有割合:10.36%)(以下、「応募意向株式」といいます。)を売却する意向がある旨の回答を受けました。かかる意向を受け、当社は一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮し、同日より、応募意向株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。当社は、応募意向株式を自己株式として取得することにより、一時的に一定数以上の数量の株式が市場に放出された場合に想定される当社普通株式の需給の悪化及び市場株価に対する悪影響を回避することが

可能と考えました。また、当社が2024年7月31日付で公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月末日現在における当社連結ベースの手元流動資産(現金及び預金)が約156億円(手元流動性比率1.4月)(注11)であったところ、当社が2024年10月31日付で公表した「2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下、「本決算短信」といいます。)に記載された2024年9月末日現在における当社連結ベースの手元流動資産(現金及び預金)が約172億円(手元流動性比率1.6月)(注12)に増加したことから、今回想定される自己株式の取得資金約32億円に自己資金である手元流動資産(現金及び預金)を充当したとしても当社の財務状況に大きな影響は与えないと考えました。

(注10)「2024年6月30日時点の所有割合」とは、当社が2024年7月31日付で公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数(38,010,566株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(4,904,723株)を控除した株式数(33,105,843株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式が471,500株、従業員向け株式給付信託が所有する当社株式が712,300株含まれております。

(注11)当社が2024年7月31日付で公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2024年6月30日現在の現金及び預金を1ヶ月当たりの売上高(2025年3月期第1四半期連結累計売上高を3で除した数値)で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入。)です。

(注12)本決算短信に記載された2024年9月30日現在の現金及び預金を1ヶ月当たりの売上高(2025年3月期第2四半期連結累計売上高を6で除した数値)で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入。)です。

その結果、当社は、2024年10月3日、当社が応募意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるかと判断いたしました。また、自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制につながる、及びキティアンドカンパニー以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると考えました。

本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付け価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、ディスカウント率について、一定数のサンプルを確保する観点から、2021年1月1日以降に決議され、2024年8月末日までに決議され成立した自己株式の公開買付けを調査したところ、市場株価を公開買付け価格の算定の基礎とし、かつディスカウント率を用いて実施された事例66件(以下、「本事例」といいます。)(注13)のうち、ディスカウント率を10%とする事例が50件と最多であったことから、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることといたしました。

また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、より直近の株価

を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、本事例 66 件中、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の終値及び同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が 48 件と最多であり、これらを候補とすることといたしました。さらに、前述の価格のうち低い価格を基準とすることで、本公開買付価格を本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本公開買付けへの応募総数が買付予定数を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、キタイアンドカンパニーによる当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、当社は、2024 年 10 月 3 日、本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値及び同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうち低い価格（以下、「本基準価格」といいます。）に設定することが望ましいとの判断に至りました。

（注13）2021年1月1日から2024年8月末日までに決議された自己株式の公開買付けのうち、市場株価を公開買付価格の算定の基礎とし、かつディスカウント率を用いて実施された事例66件（ディスカウント率30%が1件、ディスカウント率15%が3件、ディスカウント率13%が4件、ディスカウント率11%が2件、ディスカウント率10%が50件、ディスカウント率9%が2件、ディスカウント率7%が3件、ディスカウント率6%が1件でありました。）を参考としました。

そこで、2024 年 10 月 3 日に、キタイアンドカンパニーに対し、本基準価格に対して 10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、同日、キタイアンドカンパニーより、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、本決算短信に記載された 2024 年 9 月末日現在における当社連結ベースの手元流動資産（現金及び預金）は約 172 億円（手元流動性比率 1.6 月）であり、今回の自己株式の取得資金に充当した後も、当社の手元流動資産は 140 億円程度（手元流動性比率 1.3 月）になると見込まれ、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、2024 年 10 月 31 日開催の取締役会において、その前営業日である 2024 年 10 月 30 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（950 円）及び同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値（940 円）（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）のうち低い価格は 940 円であることを確認した上で、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款第 7 条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を 2024 年 10 月 31 日開催の取締役会決議日の前営業日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値である 940 円に対して 10%ディスカウントを行った価格（円未満を四捨五入。以下、公開買付価格の計算において同じとします。）である 846 円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、キタイアンドカンパニー（2024 年 9 月 30 日時点の所有株式数は 4,900,000 株（所有割合（注 14）：14.80%、2024 年 9 月 30 日時点の株主順位：第 1 位））以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例 66 件のうち、特定の株主が応募を予定する株式数に 10%程度を上乗せした株式数を買付予定株式数としている事例が 40 件と最多であることから、本件においても、応募意向株式 3,430,000 株（所有割合：10.36%）に対して 10%を上乗せした 3,773,000 株（所有割合：11.39%）を上限として設定することといたしました。

(注14)「所有割合」とは、本決算短信に記載された2024年9月30日現在の当社の発行済株式総数(38,010,566株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(4,897,623株)を控除した株式数(33,112,943株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。なお、自己株式数には、役員向け株式給付信託が所有する当社株式が471,500株、従業員向け株式給付信託が所有する当社株式が705,200株含まれております。以下同じです。

本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は応募意向株式のうちの一部を取得することとなります。当社は、キタイアンドカンパニーより、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けによる売却株式数が3,430,000株未満となった場合には、応募意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式について、その処分等の方針は未定である旨の回答を得ております。

また、当社は、キタイアンドカンパニーより、キタイアンドカンパニーが所有する応募意向株式以外の当社普通株式1,470,000株(所有割合:4.44%)の所有方針について、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

キタイアンドカンパニーは、本日現在、主要株主及び主要株主である筆頭株主ですが、本公開買付けに応募された株券の数の合計次第で、キタイアンドカンパニーは当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当しないこととなり、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる可能性があります。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	3,773,100株(上限)	3,192,042,600円(上限)

(注1) 発行済株式総数 38,010,566株(2024年10月31日現在)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 9.93%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注3) 取得する期間 2024年11月1日(金曜日)から2025年1月31日(金曜日)まで

(注4) 買付予定株式数以上の応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### (1) 日程等

取締役会決議	2024年10月31日(木曜日)
公開買付開始公告日	2024年11月1日(金曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2024年11月1日(金曜日)

買付け等の期間	2024年11月1日（金曜日）から 2024年12月2日（月曜日）まで（21営業日）
---------	---

## (2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 846 円

## (3) 買付け等の価格の算定根拠等

### 算定の基礎

本公開買付け価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、ディスカウント率について、一定数のサンプルを確保する観点から、2021年1月1日以降に決議され、2024年8月末日までに決議され成立した自己株式の公開買付けを調査したところ、本事例のうち、ディスカウント率を10%とする事例が50件と最多であったことから、本公開買付けにおけるディスカウント率を10%とすることといたしました。

また、本公開買付け価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、本事例66件中、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の終値及び同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が48件と最多であり、これらを候補とすることといたしました。さらに、前述の価格のうち低い価格を基準とすることで、本公開買付け期間中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本公開買付けへの応募総数が買付予定数を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、キタイアンドカンパニーによる当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、当社は、2024年10月3日、本基準価格に設定することが望ましいとの判断に至りました。

そこで、2024年10月3日に、キタイアンドカンパニーに対し、本基準価格に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付け価格とすることを提案したところ、同日、キタイアンドカンパニーより、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2024年10月31日開催の取締役会において、その前営業日である2024年10月30日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値(950円)及び同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値(940円)のうち低い価格は940円であることを確認した上で、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款第7条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付け価格を2024年10月31日開催の取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値である940円に対して10%ディスカウントを行った価格で

ある 846 円とすることを決議いたしました。

本公開買付価格である 846 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日である 2024 年 10 月 30 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 950 円に対して 10.95%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同じとします。）ディスカウントした金額、2024 年 10 月 1 日から 2024 年 10 月 30 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 940 円に対して 10.00%ディスカウントした金額、2024 年 7 月 31 日から 2024 年 10 月 30 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 923 円に対して 8.34%ディスカウントした金額、2024 年 5 月 1 日から 2024 年 10 月 30 日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 934 円に対して 9.42%ディスカウントした金額となります。

#### 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、ディスカウント率について、一定数のサンプルを確保する観点から、2021 年 1 月 1 日以降に決議され、2024 年 8 月末日までに決議され成立した自己株式の公開買付けを調査したところ、本事例のうち、ディスカウント率を 10%とする事例が 50 件と最多であったことから、本公開買付けにおけるディスカウント率を 10%とすることといたしました。

また、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格としては、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、一定期間の株価変動を考慮しつつ、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、本事例 66 件中、東京証券取引所における公開買付けの実施に係る公表日の前営業日の終値及び同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値のいずれかを基準として算出している事例が 48 件と最多であり、これらを候補とすることといたしました。さらに、前述の価格のうち低い価格を基準とすることで、本公開買付価格を公開買付期間中の市場価格が下回る可能性が軽減されることにより、本公開買付けへの応募総数が買付予定数を上回る可能性が低減されるものと考えられることから、キタイアンドカンパニーによる当社普通株式の売却の確実性が高まり、当社資産の社外流出の抑制にも繋がり本公開買付けに応募しない他の株主の利益にもなり得ると考えました。以上を踏まえ、当社は、2024 年 10 月 3 日、本基準価格に設定することが望ましいとの判断に至りました。

そこで、2024 年 10 月 3 日に、キタイアンドカンパニーに対し、本基準価格に対して 10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、同日、キタイアンドカンパニーより、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2024 年 10 月 31 日開催の取締役会において、その前営業日である 2024 年 10 月 30 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値（950 円）及び同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値（940 円）のうち低い価格は 940 円であることを確認した上で、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款第 7 条の規定に基

づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を2024年10月31日開催の取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均値である940円に対して10%ディスカウントを行った価格である846円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,773,000株	株	3,773,000株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(3,773,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(3,773,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金3,217,958,000円

(注) 買付予定数(3,773,000株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

決済の開始日

2024年12月24日(火曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(ア) 個人株主の場合

( ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

( ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に所有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人))に限ります。))が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して2024年12月2日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

当社は、当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主のキタイアンドカンパニー(2024年9月30日時点の所有株式数は4,900,000株(所有割合:14.80%))より、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、応募意向株式3,430,000株(所有割合:10.36%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を2024年10月3日に得ております。また、当社は、キタイアンドカンパニーより、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けによる売却株式数が3,430,000株未満となった場合には、応募意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式について、その処分等の方針は未定である旨の回答を得ております。

また、当社は、キタイアンドカンパニーより、キタイアンドカンパニーが所有する応募意向株式以外の当社普通株式1,470,000株(所有割合:4.44%)の所有方針について、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

当社は、2024年10月31日付で「2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該発表に基づく、当社の第2四半期(中間期)決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の期中レビューを受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)の概要

(ア) 損益の状況

決算年月	2025年3月期 中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	64,883百万円
売上原価	59,091百万円
販売費及び一般管理費	4,433百万円
営業外収益	196百万円
営業外費用	385百万円
親会社株主に帰属する中間純利益	325百万円

(イ) 1株当たりの状況

決算年月	2025年3月期 中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	9.83円
1株当たり配当額	7.50円
1株当たり純資産額	1,663.52円

(ご参考) 2024年9月30日時点の自己株式の所有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 33,112,943株

自己株式数 4,897,623株

以 上